

大切なお知らせ



令和6年10月から

ふくし

じどうしゃ

ねんりょうけん

# 福祉自動車燃料券が はじまります



タクシー利用券

または



自動車燃料券

どちらか **1つ** を 選べます

年度途中で**券種の交換はできません**ので、予めご承知おきください。

種類	交付枚数(年間)	1回あたりの使用枚数
タクシー利用券	500円 × 48枚	2枚まで
自動車燃料券	500円 × 12枚	1枚まで

●対象者 ※タクシー利用券の対象者と同じです  
市内にお住まいの在宅の人で、次のいずれかの  
障害者手帳をお持ちの人

- 1 身体障害者手帳(下肢または体幹障害)1級、2級  
または同程度の障害をお持ちの方  
※ただし、車いすを日常的に使用する人に限ります
- 2 身体障害者手帳(視覚)1級
- 3 療育手帳A1、A2
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級

●申請手続きに必要なもの ※代理申請もできます  
お持ちの障害者手帳

【お問い合わせ】

諫早市

障害福祉課

☎22-1500